「研究所記事」

1. 本年度の研究所職員

所 長 教 授 工藤 茂 教 授 運営委員 後藤 重巳 教 授 岩尾 秀樹 11 教 授 村上 允英 11 助教授 仲嶺 真信 研究員 助教授 利光 正文 11 助教授 友永 植 "

2. 研究所研究講演会

日 時 1992年11月18日 (水) 10時40分~12時10分

講演 画像が語る中国の歴史と文化

講 師 東海大学教授 渡部 武先生

会 場 別府大学3号館地下ホール

日 時 1993年11月24日 (水) 10時40分~12時10分

講演 白蓮洞文化―中国南方中石器文化―について

講 師 北京自然博物館 副館長 周 国興先生

会 場 別府大学3号館地下ホール

3. 研究所研究員の研究テーマ

仲嶺真信研究員「中国南北朝仏教美術史の研究(北魏を中心として)」 利光正文研究員「インドネシアのイスラム改革団体ムハマディヤの研究」 友永 植研究員「(1) 宋代皇帝独裁体制の研究 (2) 中国前近代における民間信仰の研究」

4.記事

1993年2月28日~3月1日に、姉妹校である台湾の中国文化大学の開学30周年を記念して、別府大学、中国文化大学合同書道展が、台北市において開催された。そのセレモニーに出席するために、研究所長も以下の大学関係者と共に、以下の日程で中国文化大学を訪問した。

本学の参加者

理事長 西村 駿一 文学部長 後藤 重巳 短大部長 野中 卓 アジア歴史文化研究所長 工藤 茂 国文学科 荒金 信治 総務部長 小松信二郎 国文学科学生 池辺 敬祐(3年) 英文学科学生 田口 雅之(3年) 邱 秀雄 別大留学生顧問 坂東 和郎 別大台湾事務所長

2月28日 (土)

亜東関係協会表敬訪問

中国文化大学董事長主催夕食会出席

2月29日(日) 中国文化大学表敬訪問 合同書道展(於 華岡博物館)開会セレモニー出席

3月1日(月) 開学式典(於 台北市運動場)参列 開学記念パーティ出席

別府大学アジア歴史文化研究所規則

(目 的)

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所(以下「研究所」という)は、アジア諸地域の人文・社会・自然に関する調査研究を推進するとともに、関連機関と交流を深め、併せて別府大学における研究と教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業

- 第2条 研究所は、その事業を達成するために、次の事業を行う。
 - 2. 調査研究の推進
 - 3. 関連機関との交流
 - 4. 各種資料の収集・整理・保管並びにその利用
 - 5. 研究成果等刊行物の発行
 - 6. 研究会・講座等の開催
 - 7. その他研究所の目的に添う事業

(運 営)

- 第3条 研究所に、研究所長・研究員および事務職員をおく、
 - 2. 研究所長は、別府大学教授会の議を経て、学長が任命する。その任期は2年とし、再任をさまたげない。
 - 3. 研究所長は、研究所を統轄する.
 - 4. 研究員は、別府大学教授会の議を経て、学長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5. 研究員は、研究所長のもとで、第2条に定める調査及び研究の業務を分担する。
 - 6. 事務職員は、研究所長のもとで、第2条に定める事業を遂行するための支援事業を分担する。

審議

- 第4条 研究所に、運営委員会を設ける。
 - 2. 運営委員会は、研究所の運営に関する事項について審議する.
 - 3. 運営委員会に関する規定は、別に定める、

(研究生)

- 第5条 研究所に、研究生を置くことができる。
 - 2. 研究生に関する事項は、別府大学文学部研究生規定を準用する、

付則 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会規程

- 第1条 別府大学アジア歴史文化研究所規則第4条に定める研究所運営委員会の構成並びにその業務は、 この規定による。
- 第2条 別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会(以下「委員会」という)は、次に掲げる者をもって 構成される。
 - 1. 研究所長および研究員若干名
 - 2. 別府大学教授会の議を経て、学長により委嘱される専任教員若干名
- 第3条 委員会議長には、研究所長があたる。
- 第4条 委員会は、研究所の目的に添って、その正常な運営と充実を図るため、次の事項を審議する。
 - 1.調査研究の推進
 - 2. 関連機関との交流
 - 3. 各種資料の収集・整理・保管並びにその利用
 - 4. 研究成果等刊行物の発行
 - 5. 研究会・講座等の開催
 - 6. 予算の編成並びに運用
 - 7. 施設設備の設置並びに管理運用
 - 8. 将来の計画
 - 9. 研究生
 - 10. その他研究所に関する事項
- 第5条 委員会は、研究所長がこれを招集する。

付則 この規定は、昭和56年4月1日から施行する。